資料２－１

へき地・季節保育所の保育料（H28.4.1現在）

区分	金額（月額）
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による被支援世帯（単給世帯を含む。）	円 0
上記以外の世帯	8,200 (4,100)

備考

同一世帯に２人以上の入所児童がいる場合は，年齢の最も高い児童を第１子目とし，第２子目以降の児童に適用する保育料の額は，（　）内の額とする。